

推薦書式

1 Specific location

a)Country : 日本

b)State, Province or Region : 鹿児島県熊毛郡上屋久町及び屋久町

c)Name of property : 屋久島

d)Exact location on map and indication of geographical coordinates
北緯 30 度 15 分から 30 度 23 分、東経 130 度 23 分から 130 度 38 分

e)Maps and/or plans : 5 万分の 1 地形図(別添及び図-1)
植生図(図-2)

2 Juridical data

a) Owner : 大部分は国(農林水産省林野庁所管の国有財産)所有、一部は私有財産。

b) Legal Status : 環境庁長官は推薦地域及び周辺地域を自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域及び自然公園法に基づく国立公園特別地域に指定し、保全を図っている。

推薦地域は、文化財保護法に基づき、文部大臣が特熱天然記念物に指定し、保護している地域 4,300ha を含んでいる。

されらに、現地の国有林を管理する熊本営林局は、1992 年に推薦地域を含む一帯の生態系の保全を図ることを目的として、林野庁の規定に基づく森林生態系保護地域を設定している。

c) Responsible national agency

以下の制度をそれぞれの省庁が所管し、協同して当該地域を管理している。

① 原生自然環境保全地域の管理

環境庁 : 東京都千代田区霞が関 1-2-2

阿蘇くじゅう国立公園管理事務所 : 熊本県阿蘇郡阿蘇町大字黒川 1 1 8 0

② 国立公園の管理

原生林自然環境保全地域と同様

③ 特別天然記念物の管理

文化庁 : 東京都千代田区霞が関 3-2-2

④ 森林生態系保護地域の管理

林野庁 : 東京都千代田区霞が関 1-2-1

熊本営林局 : 熊本市京町本庁 2-7

3 Identification

a) Description and Inventory

i 概要

屋久島は九州本土最南端から 60km の海上にあって、中心部には九州の最高峰宮之浦岳（1, 935m）をはじめ 1, 800m を超える高峰が聳え、その周囲を 1, 000m 以上の山々が取り巻くほぼ円形の山岳島であり、海岸線から山岳地帯への地勢は極めて急峻である。気候も標高が高くなるにつれて亜熱帯から暖帯、温帯へと変化し、かつ年間 4, 000mm～10, 000mm もの降雨があることなどから、樹齢数千年のヤクスギをはじめとして本土とは異なる特殊な森林植生を有している。

また海岸付近のガジュマル、アコウ等の亜熱帯植物から、タブ、シイ、カシ等の暖帯、モミ、ヤマグルマ等の温帯、更にヤクザサ、シクナゲ等の亜高山帯に及ぶ植生の垂直分布が顕著に見られ、また、2 万 5 千年から 1 万 5 千年前の最終氷期にも照葉樹林が残っていたとされることから、多くの固有植物、北限・南限植物が自生していること等特異な生態系を構成している。

特に本地域の傑出した自然と特徴として樹齢数千年に及ぶとされる直径 3～5 m にも達するヤクスギがあげられる。ヤクスギは日本固有種のスギが、屋久島に特異な気候の下で数千年にわたり生育を続けたもので、樹齢千年以上に達したものを特に「ヤクスギ」といい、千年以下のスギは「コスギ」といわれている。ヤクスギは標高 600～1, 800m 付近まで分布しており、日本全土に見られるスギの天然林と比較して面積的にもはるかに大きく、老齢の巨樹林は生態的にも、かつ形態的にも世界的に貴重な原生林と考えられており、その価値は、アメリカ西部のセコイヤ林(セコイア国立公園などに分布)にも匹敵するといわれている。

推薦地域は、当山地の中でも良く原生状態が保たれ mk 圧自然環境保全等の法的措置によって将来とも保護が図られることが確実な 10, 747ha である。

ii 屋久島の自然史(屋久島の成り立ち)

屋久島は地質的には琉球列島の北端に位置し、薩南諸島に属している。当方沖合 170km の太平洋には、水深 4,000m を越す琉球海溝及び南海トラフの延長があり、ここではフィリピン海プレートの下に沈み込んでいる。一方北西方の東シナ海には、火山フロントを挟んで沖縄トラフの延長部があり、現在も活発な海洋底の拡大が続いている。

屋久島の成因については、九州の本島の骨格である九州山系が大隅半島の先端で地殻変動のために陥落し、その後もとの山稜部が隆起して屋久島や種子島になったものと解されている。そのため、屋久島の山容は奇峰乱立し複雑多岐な地形を呈している。

北方 60km にある九州島とは水深 120m の大隅海峡により隔てられ、1, 8 万年前の最終氷期には 80～140m にも達した海面低下により、九州島と陸続きになっていたものと思われる。

屋久島の基岩は大部分が花崗岩であり、周囲山麓部に砂岩・泥岩の互層からなる地層がみられる。

iii 特異な植物相

植物相については、i に述べた垂直分布等の特色のほか、地理的特性から固有種等を含んで 1, 900 種以上の種が分布しており、固有植物 94 種、分布の南限種は 200 種以上、北限種も多数確認されている。また、日本本土の自然植生に通常みられるブナなどとの冷温帯性落葉広葉樹林が欠如し、かわってモミ・ツガ・スギ等の冷温帯性針葉樹林が成立していることや、面積が 500k m² の小さな島にもかかわらず、例えばせん類 319 種、苔類 269 種合わせて 600 種近くに及ぶ豊富な種類相を有するなど、本土とは大きく異なった生態を有している。

さらに、本島の垂直分布の中に維持されているイス・タブ等の暖温帯広葉樹林(照葉樹林)は、かつて日本の南部を広く覆い、農耕文化を発達させた遅滞の植生であるが、生活地域の拡大等によって本土では大半がすでに自然の姿を失い、この地域が日本に残された数少ない原生的な照葉樹林の一つになっているともいわれている。

iv 動物相

屋久島では、その特異な動物相及び個体数の多さ、そして生息環境が多様性に富むという点で世界で有数の動物の宝庫である。九州本土から切り離されて1万5千年に及ぶ歴史と変化に富む環境は多くに本島固有の亜種を生み出してきた。

哺乳類は9科16種が確認されており、固有亜種はヤクシカ、ヤクザルなど4種、東部に位置する種子島と共通亜種はセグロアカネズミ、タネハツカネズミ等4種が知られている。

鳥類ではヤクシマアカッコ、ヤクコマドリ等4種の固有亜種及びシマメジロ、タネアカゲラ等種子島との共通亜種4を含んで40科150種が知られており、また鳥類の内、アカヒゲ、カラスバト等4種が天然記念物に指定されている。

爬虫類は7科15種（内ヤクヤモリの1種が固有亜種）、両生類は4科8種（内ヤクシマヒキガエル等2種が固有亜種）が確認されている。

昆虫は20目240科1896種にも及んでおり、トンボ7科26種（内ヤクシマトゲオトンボが固有亜種）、セミ科8種（内ヤクシマエゾゼミが固有種）、チョウ9科67種、カミキリムシ139種（固有種6種）等となっている。

陸産貝類は16科71種が知られており、内特産種14種となっている。

これらの動物相も、面積の小さな島としては極めて豊富であり、屋久島の種密度は非常に高いものとなっている。（表-1）

表-1 屋久島の自然環境に関する肥況状況

	屋 久 島		本 邦		全 国	
面積(A) km ²	501		9,167		377,719	
	種数(B)	B/A x100	種数(C)	C/A x100	種数(D)	D/A x100
植 物	* 1,300	259.48	* 3,019	32.93	* 5,565	1.47
哺 乳 類	* 15	2.99	* 36	0.39	* 136	0.04
鳥 類	* 176	35.13	* 353	3.85	* 530	0.14
両 生 類	* 8	1.60	* 24	0.26	* 52	0.01
爬 虫 類	* 9	1.80	* 34	0.37	* 76	0.02
チョウ類	* 76	15.17	* 149	1.63	** 286	0.08
トンボ類	* 36	7.19	* 100	1.09	** 186	0.05

(亜種は含まない)

v 屋久島の森林利用と人文史

屋久島は西暦600年代から古文書に記されており、中世には海上交通路上の要点として貿易等において重要視されてきた。

一方、屋久島の山々は昔から島人たちの間では霊山とされ、そこに聳え立つ屋久杉は神木としてあがめ恐れられ、だれ一人として伐採しようとするものがなかったともいわれている。

17世紀頃になって、当時屋久島を領有していた薩摩藩は財政上等の目的からこの資源に着目し伐採を開始した。

当時屋久杉は、その樹脂を多量に含むことを利用して大藩が屋根を拭く板瓦（「平木^{ひらぎ}」と呼んだ。）として用いられており、薩摩藩は、島民に伐採させたヤクスギをこの平木として上納させ、これと引き替えに米を与えた。同時にヤクスギの公用以外の伐採を厳しく規制し、また、伐採上納に関しても厳しい規定を設けている。

明治維新に至までの200年余の間、薩摩藩は屋久島の多くのスギを伐採し、その後屋久島の森林の大部分は国有林へと編入される。

国有林への編入後、森林の経営は薪炭材の譲渡・特売、地元民の就業、周回道路の開設等、民政安定、生計の維持向上等地域の発展に資することを基本に行われてきた。

第2次世界大戦以前のヤクスギノ取扱いは、人工的に造成できない資源であるとして極めて慎重で、生立木は一切伐採しないという方針であり、国有林当局による4,343haの保護林の設定や特別天然記念物の指定が行われている。

戦後に入り、増大する目大需要に対応して森林開発が積極的に進められ、ヤクスギもその例外ではなく、広く皆伐採人工造林が実施された。

一方で1964年には、ヤクスギが残され、また自然景観としても優れている地域を中心に国立公園が指定され、九州本土側の霧島国立公園と合わせて霧島屋久島国立公園となった。

1970年前後になり、屋久島の天然林伐採に対して、地元自治体及び自然保護団体等から反対運動が始まり、木材産業、林業従事者との対立が深刻なものとなり始めた。

その後、国立公園区域の拡張、保護林の拡大、森林生態系保護地域の設定等ヤクスギの保存のための各種施策がとられてきた。

現在、ヤクスギはすでに全面的に伐採を禁止されており、ヤクスギの利用はかつて「平木」生産を行った際に森林内の存置された根株等を「土埋木」として採取し加工しているのみになっている。

ヤクスギの材質は油脂成分が多いため腐りにくく、独特の芳香を放つ。江戸時代に伐採され放置された材が今日なお内部は腐朽せず、「土埋木」として利用されているのもそのためである。また、年輪は極めて緻密で、1000年以上の老齢木はほとんど「もく」（木材をひいたときに表面に出る年輪などの独特の文様）がでる。戦後のヤクスギの利用は年輪の緻密さやもくの優雅さを生かした高級建築材として利用が進み、全国にその販路を広げている。

現在「土埋木」は、その半数以上が九州本土の鹿児島に運ばれ、そこで全国に販売されているが、地元における「土埋木」の加工は現在屋久島の林産業の最大なものとなっており、限られた資源を利用して家具や木工品（テーブル、つい立て、花瓶、盆、菓子皿等）を加工し、みやげ物等として販売されており、地域文化の形成に大きく貢献している。

以上のようにヤクスギは過去から伐採利用が続けられる一方、国有林当局や各種の法制度によって、かなりの面積が確保されてきた、その中には、樹齢7200年友推定されている縄文杉や根回り32mに及ぶウィルソン株など驚異的とも言える生命体（かつての生命体を含む）が維持されている。

木材資源としての利用は極めて限られたものになっているが、樹齢数千年に及び、人類の生存を見続けてきた生命が存在していることは、他に変えることができない貴重な資産であると考えられる。

b) Photographic and/or cinematographic documentation

スライドリスト

① 縄文スギ

- ・ 推定樹齢 7200 年
- ・ 幹回り（胸高）16m、根回り 20m、樹高 30m

② 縄文スギ

- ③ 大王スギ
 - ・ 推定樹齢 3000 年
 - ・ 幹回り (胸高) 11m、根回り 25m、樹高 28m
- ④ 翁スギ
 - ・ 樹齢不詳
 - ・ 根回り(胸高)20m、樹高 27m
- ⑤ ヤクスギを主体とする林相
- ⑥ 同
- ⑦ 原生自然環境保全地域内のヤクスギ林
- ⑧ 高塚山周辺の林相
- ⑨ ヤクスギ林遠景
- ⑩ 標高 600m 付近の林相
- ⑪ ガジュマル
 - ・ クワ科。亜熱帯の海外付近に生える常緑高木。
- ⑫ アコウ
 - ・ クワ科。熱帯(亜熱帯)の海岸地の泥地に生える常緑高木。
- ⑬ メヒルギ
 - ・ ヒルギ科。熱帯(亜熱帯)の浅海又は泥地に生える常緑高木。
- ⑭ 照葉樹林
- ⑮ ヤマグルマ
 - ・ ヤマグルマ科。温帯の常緑高木。
- ⑯ クロバイ
 - ・ ハイノキ科。温帯の常緑高木。
- ⑰ ヒメシヤラ
 - ・ ツバキ科。温帯の落葉高木。
- ⑱ ミヤマビヤクシン
 - ・ ミヤマビヤクシン科。亜熱帯の常緑針葉樹。希少種。環境庁指定植物。
- ⑲ ヤクシマリンドウ
 - ・ リンドウ科。屋久島高地の岩間に生える多年草。固有種。希少種。環境庁指定植物。
- ⑳ ヤクシマコオトギリ
 - ・ オトギリソウ科。高地の湿地に生える多年草。環境庁指定植物。(固有種、希少種)。
- 21 ヤクシマフウロ
 - ・ フウロソウ科。高地の草地に生える多年草。環境庁指定植物。(固有種、希少種)。
- 22 ヤクシマシオガマ
 - ・ ゴマノハグサ科。高地の草地に生える多年草。環境庁指定植物。(固有種、希少種)。
- 23 ヤクシマシヤクナゲ
 - ・ ツツジ科。環境庁指定植物。(固有種、希少種)。
- 24 同
- 25 ヤクザル
 - ・ 固有亜種、希少種。
- 26 ヤクシカ
 - ・ 固有亜種。
- 27 ヤクシマヤモリ
 - ・ 固有亜種・
- 28 アカヒゲ
 - ・ 天然記念物・危急種。
- 29 ヤクシマコマドリ
 - ・ 固有亜種
- 30 ツマベニチョウ
 - ・ シロチョウ科のチョウの中では世界で最も美しいとされる。

- 31 アサキマダラ
- 32 ナガサキアゲハ
- 33 宮之浦岳

c) Bibliography

- ・屋久島原生自然環境保全地域調査報告書 1984 環境庁
- ・日本植生誌 屋久島 (Vegetation of Yakushima) 1979 宮脇 昭 (Akira.Miyawaki)
 - ・屋久島における森林総合調査報告書 1991 林野庁

4 State of preservation/conservation

a) Diagnosis

推薦地域一帯には 1964 年に国立公園に指定され、また、1975 年には国立公園の内、最もよく固有な林相を示している部分が当時新しくできた制度である原生自然環境保全地域に指定替えされており、厳正に保全が図られてきた地域である。

推薦地域はこの原生自然環境保全地域及び国立公園の中でも厳格な規制を行っている特別保護地区を中心とした地域である。

また、推薦地域の一部は、1924 年に天然記念物に指定されて以後、穂尾津の整備など軽微な行為が行われた以外は、樹木の伐採のような自然の改変は行われることなく、今日までその森林は良好な状態で保存が図られている。

さらに、林野庁は 1992 年に、推薦地域の大部分の森林を森林生態系保護地域を指定し保全に努めている。

これらのことから、推薦地域の現在の保護保全の状態は非常に良好であると考えられる。

なお、この地域に対する林道等人口構築物はみられず、また、過去における伐採等の記録もない。

b) Means for preservation/conservation

推薦地域は原生自然環境保全地域、国立公園、特別天然記念物及び森林生態系保護地域に指定されており、それぞれの法令等の規制の下に保全が図られている。

① 原生自然環境保全地域(図-3)

推薦地域の一部が指定されている原生自然環境保全地域は、地域内の自然環境を原生の状態のまま維持するため、各種の改変行為を原則として禁止している。

② 国立公園(図-3)

推薦地域の内、原生自然環境保全地域を除いた地域は全域国立公園特別地域に指定されており、土地の形状の変更、木材の伐採等は許可が必要である。

また、この特別地域の内、景観上特に重要な地域について、国立公園の特別保護地区に指定されており、土地の形質変更、木材の伐採・損傷。動植物の捕獲・採取等について原則禁止とされるなど、厳正な規制が行われている、

③ 特別天然記念物(図-4)

推薦地域の一部は文化財保護法に基づいて特別天然記念物に指定されており、文化庁長官の許可又は同意なしに現状を変更する行為を行うことはできないとされており、人為による現状の変更を排除する事を基本方針として、この長官の権限を運用し保存している。

④ 森林生態系保護地域(図-5)

さらに推薦地域の大部分は森林生態系保護地域の保存地区に指定され、全ての行為を禁止し、自然の推移に委ねることを原則とした取り扱いが行われている。

⑤ 推薦地域の周辺についても、国立公園の特別地域及び森林生態系保護地区の保全利用地区

に指定され、一定の行為規制が課せられており、バッファゾーンとしての機能を果たしている。

- ⑥なお、それぞれの保護地域については、保護のために計画が作成されている。法令等の条項は参考に添付する。

5 Justification for inclusion in the World Heritage List

- (ii) 屋久島は「月に35日雨が降る。」といわれるように、年間降水量も4400mm近くに達し、かつ全年を通して降水日数も多い。また、平気気温も10℃を下回る期間はわずかである。このような高温かつ湿潤な気候の下に、日本固有種のスギが特異な形で分布している。

また、この高温で湿潤な気候等を要因として植生も本土と大きく異なっている。

まずヤクスギの分布地域については、本土においては通例ブナ、ナラ等の落葉広葉樹が占めている地帯であるが、過去の寒冷な時期にこれら落葉広葉樹が南下しなかったために、針葉樹林としてスギが現在まで生き残っている。(遺存固有)。

つぎに亜熱帯から亜高山帯までに植生の垂直分布が顕著であるとしたが、その分布域についても、森林の発達や多雨による保温効果等によって亜熱帯もしくは暖帯下部に限られる種が暖帯上部にあたる地帯に出現したり、温帯性の種がしばしば亜熱帯地帯まで降下していることも他の地域にみられない特徴としてあげられる。

これらのことから、屋久島の推薦地域は生態的に特異な地域として、生物学的な進行するプロセスを示すものと考えられ、クライテリア(ii)に該当するものと考えられる。

- (iii) またその樹齢数千年に及ぶ大経のスギが梢部分を風等により欠いた傘型を呈し、独特の面妖を見せて林立する様は、自然の造形の不可思議さをまざまざと見せつけられる思いである。

日本のスギは北海道南部からこの屋久島を南限として分布し、全国各地に天然林も残存しているが、このような樹齢、形態を示すものは皆無であり、かつ、世界の多くの森林帯においても極めて特異なものと考えられる。

従ってクライテリアの(iii)に示す、独特の珍しい自然現象に該当するものと考えられる。

- (iv) さらに、屋久島の気候、標高や垂直分布の特性から植物について多くの固有種、固有亜種、分布限定種、北限・南限種がみられ、特異な生態系を構成しており、その中には絶滅の危機にある種も含まれている。

動植物についても、ヤクシカ、ヤクザル(固有亜種)など多くの固有種、固有亜種がみられ、ヤクシマアカコッコ(天然記念物)、アカヒゲ(天然記念物、危急種)などの鳥類、その他昆虫類などにおいて、絶滅の危機にある種が分布している。

これはクライテリア(iv)に該当するものと思料される。

3 a)Description and Inventory 追加資料

a)屋久島の気候

屋久島の年平均気温は、海岸の低地部で摂氏20度前後、山間部でも15度前後と一年を通じて非常に高く、冬期でも零度以下になることはほとんどない。

屋久島の特徴として、海岸線からわずか3~4km程度離れた山間部(標高600m)で、海岸地帯に比して4~5度も低いという現象がみられる。

降水量については、海岸地帯で年平均3000~5000mm平均4400mm程度であるが、標高が上昇するにつれて増加し、標高600m以上の中央高地ではおおむね8000mm以上、年によっては10000mm以上の降水量があるものと推定されており、多雨圏のわが国の中でも異例に属する降水量を示している。降水日数は、海岸地帯で平均1ヶ月13~15日、中央高地では17日~18日と、年間の6割が雨の日である。このような温暖多雨の気候であるため、湿度も非常に高く平均73~75%、梅雨期の6月は80%を超している。

図-6



b) ヤクスギについて

現在発見されている生木のうち最も大きなヤクスギは、1966年に発見された縄文スギで、胸高周囲16,0m、根回り19,8m、樹高30m、推定樹齢7200年とも言われている。その他著名なヤクスギとして以下のものが発見されている。(推薦地域以外も含む。)

表-2

c)植物分布

屋久島は、面積が 500K m²の島しょであるにもかかわらず、宮之浦岳(1935m)をはじめ数多くの峰々を有する山岳島である。

しかも、今から 25 千年～35 千年前の最終氷期にも針葉樹林が残っていたとされている。従って、現在屋久島には豊かな植物相（フロラ）と数多くの固有種が認められ、変種、亜種を含め 1900 種以上が確認されている。

山岳島である屋久島はオニヒキシダ、ヤクシマニヌワラビ訪う 94 種にのぼる固有種が生育しており、その大部分が宮之浦岳を最高峰とする中央山岳地に集中している。（表-3）

これら屋久島固有の植物には種の分化の程度に差があり、また、ヒメサカキ、サクラツツジ等屋久島と近隣の島に分布が限られている植物も多い。

また、フィリピン諸島の東側より北上して屋久島を包み、さらに北上している黒潮暖流によって温暖で湿潤な亜熱帯気候条件下にある屋久島の低地部には、台湾、中国西南部、さらに東南アジアと共通する植物が多く、四国南部、九州、琉球列島などのいわゆる照葉樹林域に限って分布する植物によって特徴づけることができる。とくに、リュウビンタイ、シロヤマゼンマイ、クサマルハチなどシダ植物、セッコウ、オキナワチドリなどラン科植物には、熱帯・亜熱帯アジアが分布の中心となり、屋久島が分布の北限に当たるものが多い。さらに暖流はアコウ、ガジュマル、モクマオウ、メヒルギ等南方の植物を流搬し、着生させている。

表-3 屋久島の貴重植物

表-3 屋久島の貴重植物

和名	学名
○固有種	
オニヒキシダ	<i>Asplenium skenzoi</i>
ヤクシマタニヌワラビ	<i>Athyrium yakusimense</i>
オトメイヌワラビ	<i>A. delavayi</i>
ヤクシマヒメイヌワラビ	
ヤクシマチシダ	
計94種	
○北限種	
ナンテンカズラ	<i>Caesalpinia sepiaria</i> Eoxb. var. <i>japonica</i>
アンノウメ	<i>Osteomeles anthyllidifolia</i>
計4種	
○南限種	
カヤ	<i>Torreya nucifera</i>
ホミ	<i>Abies firma</i>
ツガ	<i>Tsuga siboldii</i>
スギ	<i>Chiropteris japonica</i>
アカマツ	<i>Pinus debilis</i>
クリ	<i>Castanea crenata</i>
クヌギ	<i>Quercus acutissima</i>
計約200種	
○危急種（上記との重複を含む）	
オオタニワタリ	<i>Neottopteris anatina</i>
ヤクシマゴボウ	<i>Pinus amandii</i> var. <i>amamiana</i>
ヤクシマリンドウ	<i>Gentiana yakushimaensis</i>
計8種	

一方、屋久島の中腹以上の山地帯は、スギ、ツガ、ヤマグルマなどの針広混交林によって、ほぼ全域がしめられている。本来、九州本土とは陸続きであったとされている屋久島とその南方の琉球諸島の間には、水深も深く潮流も急なトカラ海峡があるために、これが生物の分界線となっているとみられ、多くの夏緑植物など北方系の植物群の南限になっている。また、本島は近隣の島々と異なって秀抜な海拔高をもつため、相当寒冷な陸地を包んでおり、スギ、モミ、ツガ、アカマツ、クロマツ等約 200 種以上の植物が本島を南限としている。

すなわち、分布境界という点から、屋久島の低地帯の植物相は琉球、台湾、中国西南部、熱帯アジアなど南方系の植物群により特徴付けられ、種においては九州本島と共通するものが多いけれども、属においてはむしろ琉球台湾と共通するものが多いとさえいわれている。

屋久島の植生の顕著な特徴として、着生植物の旺盛な繁茂をあげることができよう。これは高地に至るにしたがってはなはだしく、山岳地帯においては、林木の樹幹に多数のせん苔類や菌科植物が付着して特異な形相を呈している。また、本島の多雨多湿は、本来の着生植物に自立の生活をさせ、また一方本来自立植物であるべきものを着生あるいは半着生の状態で生活させている。

加えて、屋久島に分布する針葉樹林は世界的にみて貴重なものといわれている。

高温多湿地帯に発達した熱帯低地高雨林から暖温帯針葉樹林に至る連続的な森林の緯度分布は、大陸効果とよばれる亜熱帯地域での乾燥気候の影響を受けて、実際には東南アジアからユーラシア大陸の東端を経て日本海へ至る系列にしか認められない。この系列の最北部に位置する針葉樹林の最後に遺存する地域がこの屋久島の針葉樹林であるとされている。

c) 屋久島の動物相

南西諸島を含むいわゆる広義の琉球列島には、いくつかの動物分布境界線による区分がなされており、このことは琉球弧における動物相がいかに複雑であるかを示している。

世界における動物分布の上から、日本の大部分は旧北区に、そして一部は東洋区に含まれており、この両区の境界線は屋久島付近に位置している。この境界線は動物群によって異なり、いわゆる昆虫類の分布については三宅線が、哺乳・昆虫・両生類については渡瀬線が、鳥類については蜂須賀線が知られている。屋久島はこのような分布界付近に位置し、しかも 2000m 近い峰々を有する等の特異な環境から、そこに生息する動物相をより複雑化させている。

屋久島は、南西諸島の北端に位置し、その動物相は基本的には九州本島のそれと変わらないが、しかし狐島という環境のために、分布の上から狭い範囲に限られている特産種や、また九州本土と共通的分布がみられる種類でありながら、亜種への分化がおこり、しかも哺乳類、爬虫類、両生類等動物群によってはほとんどの種が屋久島を分布の南限とするなど、大きな特異性を見出すことができる。(表 4～6)

表-4 屋久島産哺乳類の種類と分布

地域 種	北海道	本州	四国	九州	種子島	屋久島	トカラ列島	奄美群島	沖縄群島	宮古群島	八重山群島
ジネズミ	○	○	○	○	◎	●		○			
モグラ		○			●	●					
キツネノクサ	○	○	○	○	○	○					
ムスカシ	○	○	○	○	○	○					
ニホンザル		○	○	○		●					
アカネズミ	○	○	○	○	●	●					
ヒメネズミ	○	○	○	○	◎	●					
ノヅカネズミ	○	○	○	○	●	●					
イタチ	○	○	○	○	●	●					
シカ	○	○	○	○	◎	●					

表-5 屋久島産爬虫類の種類と分布

地域 種	北海道	本州	四国	九州	種子島	屋久島	トカラ列島	奄美群島	沖縄群島	宮古群島	八重山群島
ヤモリ		○	○	○		○	○	○	○	○	○
ヤクヤモリ					●	●					
トカゲ	○	○	○	○	○	○					
カナヘビ	○	○	○	○	○	○	○				
シマヘビ	○	○	○	○	○	○					
ジムグリ	○	○	○	○	○	○					
アセインウ	○	○	○	○	○	○	○				
シロマダラ		○	○	○	○	○					
ヒバカリ		○	○	○	○	○					
ヤマカガシ		○	○	○	○	○					
マムシ	○	○	○	○	○	○					

表5-1～5-3表中の●は屋久島固有種または固有亜種で、◎は種子島固有種を示す

表-6 屋久島産両生類の種類と分布

地域 種	北海道	本州	四国	九州	種子島	屋久島	トカラ列島	奄美群島	沖縄群島	宮古群島	八重山群島
イモリ		○	○	○		○					
ヒキガエル		○	○	○	○	●					
アマガエル	○	○	○	○	○	○					
ナゴガエル		○	○	○	○	●					
ニホガエル		○	○	○	○	○					
ヤマガエル	○	○	○	○	○	○					
トノサマガエル		○	○	○	○	○					
ツチガエル		○	○	○	○	○					
ヌマガエル		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

表-7
 屋久島の貴重昆虫

和 名	学 名
<甲虫目・カミキリムシ科>	
○固有種	
ヤクシマヨツスジハナカミキリ	<i>Leptura yakushimana</i>
ヤクシマホソコバネカミキリ	<i>Necydalis yakushimaensis</i>
他4種	
○南限種	
ヘリウスハナカミキリ	<i>Pyrrhona laeticolor</i>
他55種	
○北限種	
リュウキュウチビコバネカミキリ	<i>Leptepania ryukyuana</i>
他数種	
<鱗翅目>	
○絶滅危惧種 (RDBカテゴリー E)	
オオウラギンヒョウモン	<i>Fabriciana nerippe</i>
○危急種 (RDBカテゴリー V)	
ルーミスシジミ	<i>Panchala ganesa loomisi</i>
○希少種 (RDBカテゴリー R)	
ミカドアゲハ	<i>Graphium doson albidum</i>
タイワンツバメシジミ	<i>Everes lacturnus kawaii</i>
<トンボ目>	
○固有三種	
ヤクシマトゲトンボ	
○北限種	
ヒメトンボ	<i>Diplacodes trivivalis</i>

関係する法令等の条文(概要)

【自然環境保全法】

第14条(原生自然環境保全地域の指定)

第1項

環境庁長官は、その区域における自然環境が人の活動によって影響を受けることなく原生の状態を維持しており、かつ、1000ha以上の面積を有する土地の区域であつて、国又は地方公共団体が所有するもののうち、当該自然環境を保全することが特に必要なものを原生自然環境保全地域に指定することができる。

第17条(行為の制限)

第1項

原生自然環境保全地域内においては、次の号に掲げる行為をしてはならない。ただし、環境庁長官が学術研究その他公益上の事由により特に必要と認めて許可した場合等はこの限りではない。

第1号

建築物その他工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

第2号

宅地を造成し、土地を開墾し、その土地の形質を変更すること。

第3号

鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

第4号

水面を埋め立て、又は干拓すること。

第5号

河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

第6号

木竹を伐採し、又は損傷すること。

第7号

木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること。

第8号

木竹を植栽すること。

第9号

動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第10号

家畜を放牧すること。

第11号

火入れ又はたき火をすること。

第12号

屋外において物を集積し、又は貯蔵すること。

第13号

車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

【自然公園法】

第10条(公園の指定)

第1号

国立公園は、環境庁長官が、自然環境保全審議会の意見を聞き、区域を定めて指定する。

第2号

国定公園は、環境庁長官が、関係都道府県の申し出により、審議会の意見を聞き、区域を定めて指定する。

第17条(特別地域)

第1項

環境庁長官は、国立公園又は国定公園の風致を維持するため、その区域内に、特別地域を指定する

ことができる。

第3項

特別地域内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境庁長官の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。

第1号

工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

第2号

木竹を伐採すること。

第3号

鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

第4号

河川、湖沼、又は湿原及びこれらの1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は排水を排水設備を設けて排水すること。

第5号

広告物その他これに類する物を掲示し、若しくは設置し、又は広告その他これに類する物を工作物等に表示すること。

第6号

水面を埋め立て、又は干拓すること。

第7号

土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。

第8号

高山植物その他これに類する植物で環境庁長官が指定するものを採取し、又は損傷すること。

第9号

屋根、壁面、塀、橋、鉄筋、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。

第10号

道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境庁長官が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

第18条(特別保護地区)

第1項

環境庁長官は、国立公園又は国定公園の景観を維持するため、特に必要があるときは、特別地域内に特別保護地区を指定することができる。

第3項

特別保護地域内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境庁長官の、国定公園にあつては、都道府県知事の許可を受けなければしてはならない。

第1号

第17条第3項に掲げる行為。(工作物の設置、木竹の伐採等。)

第2号

木竹を伐採すること。

第3号

家畜を放牧すること。

第4号

屋外において物を集積し、又は貯蔵すること。

第5号

火入れ又はたき火をすること。

第6号

木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること。

第7号

動物を援護し、若しくは殺傷し、又は動物の卵を採取し、若しくは損傷すること、

第 8 号

道路及び広場以外の地域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

【文化財保護法】

第 69 条(指定)

第 1 項

文部大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物に指定することができる。

第 2 項

文部大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物に指定することができる。

第 80 条 (現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第 1 項

史跡名勝天然記念物に関しその原状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。

第 7 項

第 1 項の規定による許可を受けず、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしたものに対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。

第 91 条

第 1 項

次に掲げる場合には、関係省庁の長は、あらかじめ、文部大臣を通じて文化庁長官の同意を求めなければならない。

第 1 号

重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

第 2 号

所管に属する重要文化財を輸出しようとするとき。

第 3 号

所管に属する重要文化財、重要有形門属文化財又は史跡を名勝天然記念物の貸与、交換、売払、譲与その他の処分をしようとするとき。

【保護林設定容量(林野長官通達)】

1 目的

森林生態系保護地域は、原生的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等に資することを目的とする。

3 地帯区分

(1) 保存地区は森林生態系の厳正な維持を図るものとする。

(2) 保存利用地区は、保存地区の森林に外部の環境変化の影響が直接及ばないように、緩衝の役割を果たすものとする。

5 取り扱いの方針

(1) 保存地区の森林については、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとする。

ただし、次に掲げる行為についてこの限りではない。

ア. モニタリング(長期的変化の継続的観測・記録)、生物遺伝子資源の利用に係る行為等、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為。

イ. 非常事態のため応急措置として行う次の行為。

(ア) 山火事の消火等

(イ) 大規模な隣地崩壊、地滑り等の災害の復旧措置。

ウ. 標識類の設置等

エ. その他法令等の規定に基づき行うべき行為

- (2) 保全利用地区の森林は、原則として保存地区と同質の天然林とし、木材生産を目的とする森林施業は行わないものとする。ただし、人工林を含める場合には、複層林施業等を行うことができるものとする。
- (3) 保全利用地区においては、自然的条件等に応じて、森林の教育的利用、大規模な開発行為を伴わない森林レクリエーションの場としての活用を行うものとし、このために必要な道路、建物等の施設は、保全利用地区の設定趣旨に反しない範囲で設置することができる。
- (4) 保全利用地区に外接する森林においては、森林生態系保護地域の急激な環境の変化を避けるため原則として皆伐による施業は行わないものとし、複層林施業、択伐を中心として育成天然林施業又は天然性林施業を行うものとする。